



県のマスコット  
「コバトン」

# 第三次埼玉県行財政改革プログラム

# 目 次

## I 本県における行財政改革の基本的考え方

1 本県行財政の現状	1
(1) 本県の行財政を取り巻く環境	1
(2) 本県の財政の現状	1
2 新たな行財政改革プログラムの必要性	1
3 行財政改革が目指す方向	2
(1) 県民サービスの「質」の改革	3
(2) 県庁の仕事の「しくみ」の改革	3
(3) 県庁の「体質」の改革	3
4 計画期間	3
5 改革の推進体制	3

## II 行財政改革の具体的取組

1 県民サービスの「質」の改革	4
(1) 多様な主体が公共サービスを担う仕組みの構築	4
ア 公共サービスを担う多様な主体の育成	4
イ 多様な主体の連携・協働及び共助の取組の支援	8
(2) 顧客満足（CS）を高めるための民間開放の推進	10
ア 県業務・施設の民間開放の徹底	11
イ 本県の特性に合った公共的分野での規制改革	13
(3) 県庁のサービス産業化の推進	14
ア 県民の視点に立ったサービス改善	14
イ サービスのIT化	16
ウ サービス水準の確保	17
エ ニア・イズ・ベターの視点に立ったサービスの改善	18
2 県庁の仕事の「しくみ」の改革	20
(1) 成果の追求の徹底	20
ア 「事務事業の総点検」「行政の値札」を踏まえた仕事の見直し	20
イ 政策評価制度の充実	21
ウ 評価を事業に反映させるしくみの構築	22

(2) ITの投資効果の最大化 .....	22
ア IT運用コストの最少化 .....	22
イ ITの活用の徹底 .....	24
(3) ストックの戦略的な活用・管理 .....	25
ア 県有資産の戦略的な活用 .....	26
イ 県有施設の戦略的な管理 .....	26
ウ 公の施設のあり方の見直し .....	27
エ 直営施設の経営改善 .....	28
(4) 成果の最大化 .....	28
ア 一石三鳥の取組の推進 .....	28
イ てこの原理の活用 .....	29
(5) 行政コストの最少化 .....	29
ア 施設管理コストの最少化 .....	29
イ 公共事業コストの適正化 .....	30
ウ 「行政の値札」の活用による事務事業の費用対効果の追求 .....	30
(6) 県庁の仕事の透明化 .....	30
ア 公共調達改革の着実な推進 .....	30
イ 情報公開の充実 .....	31
<b>3 県庁の「体質」の改革 .....</b>	<b>32</b>
(1) 財政の健全性の確保 .....	32
ア 財政の健全性の確保 .....	32
イ 自主財源の確保 .....	33
ウ 県経済の活性化 .....	34
エ 特別会計・基金の見直し .....	37
オ 歳出の縮減 .....	37
(2) 簡素で効率的な組織の追求 .....	38
ア 類似業務の一元化、集約化等による組織の効率化 .....	38
イ 簡素で効率的な業務執行による定数のスリム化 .....	41
ウ 地域主権改革による新たな県の組織の検討 .....	42
(3) 意欲と能力のある職員の育成 .....	42
ア 意欲と能力に満ちた人材の育成 .....	42
イ 職員の意識改革 .....	44
ウ 能力を最大限に発揮させる場の提供 .....	44
エ 職員の地域活動への支援 .....	45
(4) 徹底した仕事のカイゼン .....	45
ア 日常の業務の更なる効率化 .....	45
イ 間接業務の更なる改善 .....	46

ウ	複数年度スパンの観点での事務事業の効率化.....	46
エ	地域機関への権限移譲の推進.....	47
オ	財務会計などに対するチェック機能の強化.....	47
(5)	出資法人等の優れた経営体への変革.....	47
ア	指定出資法人の改革.....	48
イ	公益法人の改革.....	49
(6)	危機管理体制の強化.....	49
(7)	地域主権改革への対応.....	49
参考資料 用語の解説.....		50

本文中、※が記してある用語については、巻末の「参考資料」にて解説しています。

# I 本県における行財政改革の基本的考え方

## 1 本県行財政の現状

### (1) 本県の行財政を取り巻く環境

我が国経済は、世界同時不況の後遺症、国内消費の低迷などを背景に、成長への道筋も依然として不透明な状況である。

県経済も、企業の倒産件数が高い水準で推移し、雇用において有効求人倍率の低迷が続くなど依然として厳しい状況が続いている。

これまで増加の一途をたどってきた本県人口は、少子化の進行によりいずれ減少に転じ、高齢者人口は今後10年間で急増することが予想されている。経済活動の低迷などに対応するとともに、緩やかな経済成長の中で人口減少と高齢化が進行する「成熟社会」の到来に向け、経済成長時代の社会モデルに代わる新たな社会モデルを築いていくことが、行政に求められている。

また、国においては、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、地域主権改革の取組が進められている。

### (2) 本県の財政の現状

県の財政状況を歳入面から見ると、昨今の経済情勢から法人二税、個人県民税を中心として県税収入は低迷しており、今後も大幅な増加を期待できる環境にない。また、地方税財政制度の見直しも予想されるなど、財源の確保には予断を許さない状況にある。

一方、歳出面では、高齢化に伴う福祉・医療関係経費や県債の償還といった義務的経費の大幅な増加は避けられない状況にある。

## 2 新たな行財政改革プログラムの必要性

県では、平成16年度に「行財政改革プログラム（平成17年度～19年度）」を策定し、財政収支の改善や県債残高の伸びの抑制など財政運営の健全化や職員定数の削減に取り組んできた。

また、平成19年度に策定した「新行財政改革プログラム（平成20年度～22年度）」では、財政運営の健全化はもとより、従来の官民の役割分担を見直し、官民協働<sup>\*</sup>や民間開放を積極的に進めるとともに、県民サービスの維持・向上を図りつつ、効率的な行政運営を進めるための職員定数の削減も進めてきた。その結果、県民1万人当たりの職員数（一般行政部門）は平成22年4月1日現在12.1人（全国平均23.8人）と全国一少ない職員数で効率的な行政運営を行っている。

依然として厳しい財政環境の中、ゆとりとチャンスの埼玉を実現するためには、県の行財政基盤を一層強化し、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を始めとする施策の着実な推進を下支えすることが必要である。

また、県民ニーズに的確に対応し、県庁を更に優れたサービス産業へと変革するためには、既存の仕事のやり方について新たな発想や視点からの改革が必要である。

そこで、今後取り組むべき課題を洗い出し、これらを計画的に解決するため、新たな行財政改革プログラムとして、第三次埼玉県行財政改革プログラムを策定する。

### 3 行財政改革が目指す方向

県財政を取り巻く厳しい環境にかんがみると、今後は更に限られた財源・人員で様々な県民ニーズに的確に対応していかなければならない。そのため、行財政改革が目指す方向は、少ない費用で大きな効果を上げる「費用対効果」を徹底的に追求することが基本となる。

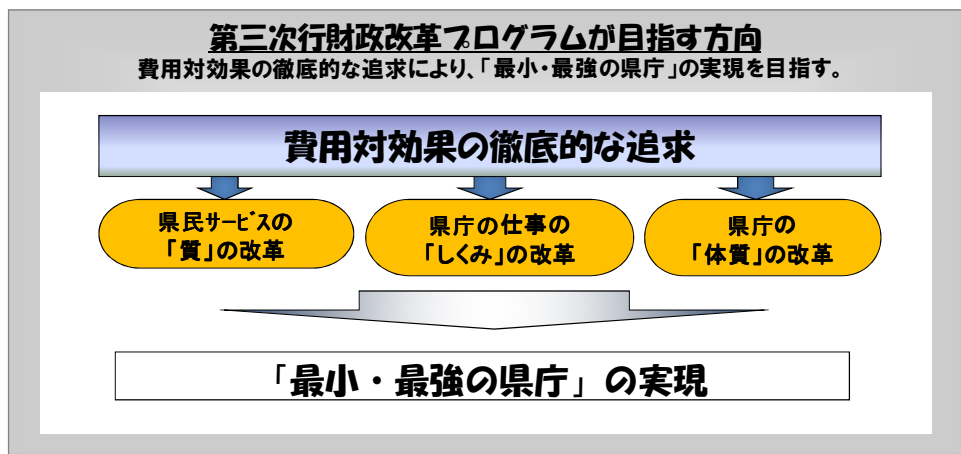
この第三次埼玉県行財政改革プログラムにおいては、今後取り組むべき課題に対して、「費用対効果」の徹底的な追求という基本的方向の下、目指すべき三つの方向を掲げ取り組む。

第一に、県行政の目的は、ゆとりとチャンスにあふれる生活の実現に向け、様々な県民ニーズを的確にとらえ県民サービスを展開することであり、まずはその効果の最大化を図るため「県民サービスの『質』の改革」を目指す。

第二に、業務全般にわたって「費用対効果」の観点からの見直しを行い、仕事のコストパフォーマンスを最大化するため「県庁の仕事の『しくみ』の改革」を目指す。

第三に、将来にわたって県民のニーズに的確に対応していくためには、費用の最少化を図り、行財政基盤を一層強化することが必要である。そのため、財政の健全性の確保や簡素で効率的な組織を追求する「県庁の『体質』の改革」を目指す。

これらの三つの改革により、費用対効果を徹底的に追求し、最少の経費で最大の効果を上げる「最小・最強の県庁」を実現していく。



### **(1) 県民サービスの「質」の改革**

民間の知恵や創意工夫を活用して県民サービスの質的向上を図るため、NPOや企業等の民間の主体を育成し、これらと県との連携・協働や多様な主体が支え合う「共助」の取組への支援を進めるとともに、県の業務や施設の民間開放を更に推し進める。また、「県庁は一番のサービス産業」であるとの理念に基づき、県民の視点に立ったサービスの見直しを進め、そのスピードアップ化やITの活用による利便性の向上など、県民サービスの質を向上させる。

### **(2) 県庁の仕事の「しくみ」の改革**

最少の経費で最大の効果を上げるため、施策や事業の成果を徹底的に追求する仕組みを導入する。また、ITの最大限の活用や県有資産の戦略的な利活用を推し進め、県政運営におけるコストパフォーマンスを向上させる。

### **(3) 県庁の「体質」の改革**

将来にわたり県民生活に必要なサービスを確実に提供するため、歳入の安定的な確保及び歳出の縮減に努めるとともに、県債を適切に管理するなど財政の健全性の確保に取り組む。また、簡素で効率的な執行体制を構築するとともに、多様な県民ニーズに即応できる意欲と能力に満ちた職員を育成する。

## **4 計画期間**

平成23年度から平成25年度までの3年間

## **5 改革の推進体制**

第三次埼玉県行財政改革プログラムの円滑な推進を図るため、企画財政部内に専担組織を置き、改革の進行管理を行うとともに、半年ごとに進捗状況を取りまとめ公表する。

また、本プログラムの推進に合わせて、企業局、病院局、下水道局、教育委員会、警察本部等においても、各々作成するプログラムにより改革を推進する。なお、これらであっても、特に知事部局と連携して実施する必要がある取組項目については、本プログラムにも位置付けている。

## Ⅱ 行財政改革の具体的取組

### 1 県民サービスの「質」の改革

#### (1) 多様な主体が公共サービスを担う仕組みの構築

子育て支援や障害者・高齢者支援などの分野で、商店街を核とした地域支え合いの取組やNPOが運営するコミュニティ・カフェの開設など、県民が主体となった新たな共助の取組が生まれている。また、防犯対策や環境保全の分野を中心にボランティア団体や企業の社会貢献活動が増加するなど、県民や企業の社会貢献活動参加への機運が高まりつつある。

これらの多様な主体（自治会、NPO、ボランティア団体、企業等）がそれぞれの立場や機能を生かして公共サービスを担うことにより、多様な県民ニーズにきめ細かく対応することが可能となり、公共サービスの質を向上することが期待できる。そのため、官民の連携・協働により多様な主体が公共サービスの一翼を担う仕組みを構築し、県民へのサービスの「質」の改革を目指す。

#### ア 公共サービスを担う多様な主体の育成

多様な主体によるきめ細かな公共サービスの提供を実現するためには、公共サービスを担う新たな主体を育成していく必要がある。

そのため、NPO、ボランティア団体、社会的企業等の活動を計画的に支援することで公共サービスの担い手として育成するとともに、次代の公共サービスの担い手である子ども（小・中学生、高校生）に対して、ボランティアへの参加意識を醸成する。

#### 【今後3年間の取組目標】

##### ○ NPO活動の支援

##### ・NPOとの協働の強化

公共サービスの担い手として期待されるNPOを育成するため、NPO基金を活用した財政支援や、相談窓口の設置、活動拠点の開設支援などによる法人運営支援を引き続き行う。また、NPOと県との協働事業を促進することにより、県とNPOとのパートナーシップを強化する。

##### ・NPOと市町村との協働の促進

NPOと市町村の協働実践力アップ事例研究会などを引き続き実施し、県がつなぎ役となることで、NPOと市町村との協働を促進し、市町村による身近できめ細かな公共サービスの実現を図る。



取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NPOとの協働の強化	協働件数 240件	260件	270件
NPOと市町村との協働の促進	1,600件	1,800件	1,900件

○ 各種ボランティア制度やサポーター制度の参加団体数の拡大

県民のボランティア活動や企業の社会貢献活動として公共サービスの一翼を担っている各種ボランティア制度やサポーター制度の拡充を図る。

- ・ 自主防犯活動団体（「わがまち防犯隊」）の拡充

地域で防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動を行う自主防犯活動団体の設立を促進するとともに、レベルアップセミナーの開催により団体のパトロール技術の向上を図り、県民の安心・安全なくらしの確保を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自主防犯活動団体 （わがまち防犯隊）の 拡充	団体数 5,400団体	5,600団体	5,800団体
	レベルアップセミナー参加団体数/年 1,000団体	1,000団体	1,000団体

- ・ 福祉ボランティア育成の推進

福祉ボランティア活動の担い手を育成するため、小・中学生、高校生が気軽にボランティア活動に参加できる機会を提供するボランティア体験学習事業の参加者を拡大する。また、ボランティアを恒常的に行うことのできる実践者を養成することにより、福祉分野におけるボランティア活動を定着させる。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
福祉ボランティア育成 の推進	ボランティア体験学習事業の実施		

・彩の国ロードサポートの拡大

県・市町村・ボランティア団体が協働して道路の清掃美化に取り組む「彩の国ロードサポート制度」について、県民や企業、学校への周知を図り、活動団体数を拡大することにより、快適で美しい道路環境の実現を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
彩の国ロードサポートの拡大	団体数		
	580団体	630団体	680団体

・みどりの再生に取り組むボランティアやサポーターの拡大

NPOやボランティア団体などが森林の保全整備に取り組む「森林ボランティア」や、緑の保全・創出に取り組むNPO、企業、県民が参加する「彩の国みどりのサポーターズクラブ」を拡大し、活動を支援することによって、みどりの再生を県民運動として一層定着させる。

取組内容	H23年度	H24年度	H25年度
森林ボランティア団体の拡大	団体数		
	135団体	150団体	165団体
彩の国みどりのサポーターズクラブ会員数の拡大	100団体	140団体	160団体

・川の再生に取り組む「水辺のサポーター」などの拡大

県民参加で河川の美化活動や浄化活動に取り組む「水辺のサポーター」と「彩の国水すましクラブ」を拡大することにより、県民に身近な川の再生を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
水辺のサポーターの拡大	団体数		
	250団体	300団体	350団体

## ○ 企業の社会貢献活動の促進

- 社会的企業（ソーシャルビジネス<sup>※</sup>、コミュニティビジネス<sup>※</sup>）への支援

社会的企業（ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス）は、NPOや企業が障害者支援、子育て支援、貧困問題、環境保護、地域活性化等の社会的課題をビジネスの手法を適用して解決しようとする取組として注目されている。今後、認知度を高めるための普及啓発活動や経営支援を行う。

- NPOや企業に関する情報提供

地域の実情に合った公共サービスの提供主体としてNPOや企業の役割が高まっている。こうした取組を今後担っていくことが期待される大学生などの若者に対し、NPOや企業に関する情報を十分に提供する必要がある。

このため、NPO、企業、大学など様々な主体が情報交流を行う「NPO協働ひろば（つながリーナ）<sup>※</sup>」を通じて、NPOや企業などの情報を発信する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NPOや企業に関する 情報提供	NPO協働ひろばでの情報提供 登録団体数 2,250件	2,450件	2,650件
	→	→	→

- 環境学習応援隊への企業の参加拡大

企業が小・中学校や高校に環境学習プログラムや学習教材を提供し、授業等で取り組む環境学習を支援する「環境学習応援隊」への企業の登録を拡大する。

- 企業による子育て支援の取組の拡大

子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」協賛店の取組を充実するとともに、代表者が従業員の子育てや地域における子育てを応援する旨宣言する「子育て応援宣言企業」の登録を促進することにより、企業による子育て支援の取組の拡大を図る。

- 企業表彰制度による企業の社会貢献活動の促進

企業の社会貢献活動を評価し表彰する制度を引き続き実施し、社会貢献に取り組む企業活動を促進する。

- ・ボランティア活動を評価対象とした入札参加資格審査の実施  
建設工事業者の入札参加資格審査の格付けに当たり、「平成23年度・24年度分」の申請受付から、企業が行う道路清掃、河川清掃などのボランティア活動を評価対象に加える。

○ **次代を担う子どもの公共意識等の育成**

- ・県政出前講座を活用した公共に対する理解の醸成  
職員が地域や学校などに出向いて県の事業の公共的な役割などを説明する県政出前講座について、小・中学校の総合的な学習の時間での活用を促進することにより、子どもの公共に対する理解の醸成を図る。
- ・福祉ボランティア育成の推進【再掲（参照5頁）】

イ **多様な主体の連携・協働及び共助の取組の支援**

多様な主体の連携や協働によって県民サービスの質の向上を図るため、県がつなぎ役となってNPO同士や企業同士、さらにはNPOと企業との出会いの場を設けるなど、県とNPOや企業との多様な連携・協働を促進する。また、地域の課題を解決するための地域支え合いや共助の取組を支援する。

【今後3年間の取組目標】

○ **官民連携・協働の促進**

- ・企業との包括連携協定を活用した事業の推進  
きめ細かな県民サービスを提供するため、店舗数が多く、また県民に身近で営業時間の長いコンビニエンスストア等と包括連携協定を締結し、環境、地産地消、子育て、健康、防犯等の様々な分野で連携事業を展開してきた。引き続き、コンビニエンスストア等の有利性を最大限活用し、県民サービスの充実を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
企業との包括連携協定 を活用した事業の推進	連携事業の実施		
			→

○ **NPO地域協働の支援**

- ・地域課題解決型モデル事業の実施  
NPOが中心となり、企業、大学、地域団体等の多様な主体が協働して地域の課題解決に向けて取り組む「地域課題解決型モデル事業」を立ち上げ、地域における課題解決を促進する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地域課題解決型モデル事業の実施	モデル事業数 4件	8件	12件
	→	→	→

・ 全員参加型の地域づくりの推進

各地域振興センターがつなぎ役となり、地域づくりの主体である市町村、NPO、地域団体等による協議の場づくりを支援し、様々な地域課題を解決することにより、県民ニーズにきめ細かに対応する。

・ グリーン・ツーリズム<sup>※</sup>の推進

グリーン・ツーリズムについて、NPOや農林業者、企業等で構成する協議会を中心に、フォーラムの開催や人材育成を目的としたセミナーを開催するなど、魅力あるグリーン・ツーリズムの実現を図り、参加者の満足度を高める。

○ 県と県内大学との連携の促進

・ 分散型シンクタンクによる共同研究

高度な知識や多様な教育研究の成果を持つ県内大学を分散型のシンクタンクと捉え、県と大学が連携し、県政の課題解決に向けた共同研究を継続して実施することにより、本県の実情に合った解決策を施策として提案し、県民サービスの更なる向上につなげる。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
分散型シンクタンクによる共同研究	連携研究の実施		
	→	→	→

○ 地域支え合いや共助の取組の支援

・ 地域支え合いの仕組みの推進

高齢者等の日常生活の安心確保、高齢者の介護予防、地域経済の活性化という、いわば一石三鳥の効果のある「地域支え合いの仕組み」について、県内各地に浸透させ、長期にわたり継続できるよう支援を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地域支え合いの仕組みの推進	30市町で実施	自立した取組としての定着を支援	

・「子ども大学」の拡大

小学4年生から6年生の子どもの知的好奇心を満足させるため、地域の大学や市町村・企業等が連携して学びの機会を提供する「子ども大学」の取組が県内7か所で行われている。

次代を担う子どもの学ぶ力や生きる力を育成するとともに、地域で地域の子どもの育てる仕組みづくりを行うため、「子ども大学」の取組を更に拡大する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
「子ども大学」の拡大	12校実施	順次拡大	
		子どもの社会体験活動や発表・交流事業等の拡充	

・交通死亡事故ゼロ大作戦の推進

交通安全母の会や民生委員と連携し、高齢者世帯訪問や高齢者と自転車の交通安全対策等の事業について交通死亡事故ゼロを目指して県民総ぐるみで推進することにより、県民の安心・安全の確保を図る。

・里川づくりの推進

県民や河川浄化団体等による活動を支援することにより、身近な里川での清掃活動や環境学習会などの取組を広げ、地域総ぐるみで里川づくりを推進していく。

**(2) 顧客満足※(CS)を高めるための民間開放の推進**

厳しい財政状況の中で、多様化する県民ニーズにこたえていくには、行政コストを削減しながらも、顧客満足(CS=カスタマー・サティスファクション)を高めるためサービス改善に取り組んでいる民間のノウハウを活用し、お客様視点に立ったサービス改善に努めることが必要である。

このため、公共サービスへの民間参入を一層促し、サービスの質の向上を図るため、業務や施設の民間開放を積極的に進めていく。また、医療・介護・福祉などの公共的な分野におけるサービスの向上を図るため、これらの分野の様々な規制について、特区制度などを活用し大胆に見直す。

ア 県業務・施設の民間開放の徹底

(ア) 全庁的なアウトソーシングの推進

業務を徹底的に効率化した上で、民間への県業務のアウトソーシングを進め、民間の創意工夫を活用した県民サービスの向上を目指す。

【今後3年間の取組目標】

○ 指定管理者制度\*導入の拡大

指定管理者制度は、多様化する県民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、県民サービスの向上とコストの縮減を図ることを目的としている。

県では、平成17年度から指定管理者制度の導入を進め、平成22年度までに66施設に導入している。コストの縮減を図るだけでなく、民間の創意工夫を活用し、県民サービスの一層の向上を図るため、引き続き指定管理者制度の導入を推進する。

・生活科学センター

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生活科学センター	指定管理者制度導入の検討	指定管理者の指定	指定管理者制度の導入
	→		

・東部地域振興ふれあい拠点施設

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
東部地域振興ふれあい拠点施設	指定管理者制度の導入		
	→		

・西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）	先行事例の調査・検討、川越市との協議	管理運営方針を検討・決定	（指定管理者制度を導入する場合） 指定管理者の指定
	→		

・げんきプラザ

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
げんきプラザ（長瀬、小川、神川）	指定管理者制度の導入		
			→

○ 業務のアウトソーシングの推進

これまで県が直接実施してきた業務について、可能性を精査した上で民間のノウハウを活用し県民サービスの質の向上と雇用の創出を図る。

・県庁組織への民間人材パワーの積極的な活用

民間人材の優れた知識・経験を県庁組織にこれまで以上に取り入れるため、民間人材からの雇用や民間への業務委託の推進などを積極的に進める。

こうした取組の第一歩として、NPO活動支援事業について、NPO活動経験者の雇用やNPO活動の実態に精通したNPO団体への業務委託などNPOの力を活用することで、きめの細かい効果的な支援を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
NPOの活用	NPO活動経験者の雇用やNPO活動の実態に精通したNPO団体への業務委託など		
			→

・パスポート申請受付・交付事務の民間委託

パスポートの申請や交付に係る窓口業務の業務委託を拡大するとともに、申請受付時間を延長する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
パスポート申請受付 ・交付事務の民間委託	大宮（委託拡大） 川越（委託導入）	大宮（委託拡大・受付時間拡大実施） 川越（委託拡大） 春日部（委託導入）	川越（委託拡大・受付時間拡大実施） 春日部（委託拡大）
	→	→	→

（イ）公共施設における空きスペースの民間開放の検討

県民が庁舎等の施設内でより多様なサービスの提供を受けることができるようにするため、施設の空きスペースの民間開放を検討する。



**【今後3年間の取組目標】**

○ **衛生会館の空きスペースの活用**

衛生会館の空きスペースについて、民間企業やNPOに貸し付け、その出店を目指す。

○ **地方庁舎等の余裕スペースの貸付の検討**

地方庁舎や合同庁舎の余裕スペースについて、民間企業やNPOへの貸付による民間開放の実施を検討する。

**イ 本県の特性に応じた公共的分野での規制改革**

県政全般にわたり法令や条例等による規制について県民の目線から見直しを行い、大胆な規制改革を行うことにより、許認可等の事務手続の簡素化や公共的な分野における民間開放を推進する。

**【今後3年間の取組目標】**

○ **総合特区制度\*の活用**

民間の活力を利用して県民サービスの向上を図るため、平成23年度の創設が見込まれる総合特区制度を活用し、環境、医療・福祉、観光、農業などの分野における規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置の実現を目指す。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総合特区制度の活用	総合特区の提案		
	→		

○ **県独自の規制改革による民間活動の促進**

県の条例や規則等に基づく規制について、国における義務付け・枠付けの見直しや権限移譲を踏まえ、本県独自の規制改革を行うことにより、地域のニーズや実情の反映、標準処理期間の見直しなど県民の負担を軽減しサービスの向上を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県独自の規制改革による民間活動の促進	調査・課題の把握 方針決定、実施		
	→		

○ 国の施策に対する提案・要望等

国の規制が障害となり、民間開放が進まない分野について、国の施策に対する提案・要望や、全国知事会・関東地方知事会・九都県市首脳会議を通じた要望活動により、県民サービスの向上につながる規制緩和の実現を目指す。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国の施策に対する提案・要望等	国の施策に対する提案・要望（年2回）、全国知事会等を通じた要望		
	→		

(3) 県庁のサービス産業化の推進

「県庁は一番のサービス産業」であるという理念を実現するには、許認可や相談など県民生活にかかわる行政サービスについては、県民にとって便利で満足度の高いものであることが求められる。

このため、サービス提供におけるスピードアップ化、ITの活用による利便性の向上、職員の接遇の向上など、県民の視点に立ってサービスの内容を見直し、その「質」の向上を図る。

また、県民にとって最も身近な自治体である市町村への権限移譲を進める。

ア 県民の視点に立ったサービス改善

県民サービス提供までの時間を短縮するサービスのスピードアップ化を図るとともに、申請の受付時間の拡大、受付方法の多様化、申請者の負担軽減などを進め、県民の視点に立ってサービスを改善する。

【今後3年間の取組目標】

○ 標準処理期間の見直し

許認可事務の標準処理期間について、全庁的な状況調査を実施し、標準処理期間の短縮に向けた見直しを行う。また、許認可事務の標準処理期間を一覧にして公表することにより、県民に的確な情報を提供する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
標準処理期間の見直し	全庁調査・短縮に向けた見直し		
	→ 標準処理期間、審査基準等のHP掲載		

○ 申請手続のシンプル化

許認可事務の申請手続について、添付書類の削減や記載項目の簡略化などを進め、県民の負担軽減を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
申請手続のシンプル化	調査・課題の把握 方針決定	方針に基づき実施	効果の検証 必要に応じて修正
	→		

○ 窓口サービスの改善

窓口における整理券の配布、受付簿の導入、受付番号の表示、コピーサービスの実施、相談窓口と事業担当課との連携など、窓口を訪れる県民へのサービスの向上策を検討し、全庁的に展開・浸透させる。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
窓口サービスの改善	調査・課題の把握 方針決定	方針に基づき実施	効果の検証 必要に応じて修正
	→		

○ 県証紙の販売窓口の拡大

県立高校入試、資格取得試験など県で実施する試験の申請や各種許認可の申請などに必要となる県証紙について、夜間や休日でも購入できるように、コンビニエンスストアでの販売を拡大し、申請手続の利便性の向上を図る。

取組内容	H23年度	H24年度	H25年度
県証紙の販売窓口の拡大	コンビニエンスストア会社へのPR 順次、窓口の拡大を実施		
	→		

○ 納税方法の多様化

コンビニエンスストアで納税できる県税の種類を現行の自動車税のほか、個人事業税及び不動産取得税に拡大するとともに、マルチペイメント<sup>\*</sup>による納税を開始する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
納税方法の多様化	コンビニ納税の拡大、マルチペイメント納税開始		
	→		

○ パスポート申請の受付時間の拡大【再掲（参照12頁）】

イ サービスのIT化

県民がいつでもどこでも必要なサービスを受けることができるよう、電子申請システムや県ホームページなどITを活用したサービスを拡充する。

【今後3年間の取組目標】

○ 電子申請の活用促進

- ・ 電子申請システムを共同利用する市町村の拡大

県と市町村で共同利用している電子申請システムについて、共同利用する市町村の拡大を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電子申請システムを共同利用する市町村の拡大	54市町村	56市町村	58市町村
	→	→	→

- ・ 道路・河川占用許可手続の電子化

平成23年度から道路・河川占用許可システムを稼働し、許可申請に係る手続の一部を電子化することにより、申請者の利便性の向上を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
道路・河川占用許可手続の電子化	道路・河川占用許可システムの稼働		
	電子申請の利用		
	→	→	→

○ 県ホームページを活用したサービスの充実

県職員のホームページ作成能力の向上や民間ポータルサイト<sup>※</sup>との連携により、県ホームページの充実を図る。

- ・ 県ホームページの充実

職員のホームページ作成能力を高めるとともに、県ホームページシステムの充実を図り、見やすく利用しやすいホームページを実現する。

・ 県有施設と民間ポータルサイトとの連携事業

県有施設に関する情報を入手しやすくするため、民間企業と連携し、民間ポータルサイトの地図情報に県の施設情報を表示する。また、地図情報を通して民間ポータルサイトと県ホームページとを直接リンクさせることにより、県の関連業務に関する情報の入手を容易にする。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県有施設と民間ポータルサイトとの連携事業	サービス開始		
			→

ウ サービス水準の確保

県民にとって満足度の高いサービスを提供するため、民間開放した業務の安全かつ適正な履行の確保を目的としたモニタリングを実施し、委託業務のサービス水準を確保する。

また、職員が直接行う窓口対応などにおけるサービスの水準を維持・向上させるため、職員の接遇の向上を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ 業務委託におけるモニタリングの実施

これまでに策定した「県庁舎等の総合的建物管理業務委託モニタリング実施要領」や「業務委託におけるモニタリングのガイドライン」に基づき、業務委託に関するモニタリングを実施し、引き続き業務品質の確保を図るとともに、ガイドラインを検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、情報システムの運用管理に対してもモニタリングの考え方を導入し、システムの保守、運用の業務委託に係るモニタリングを実施するためのガイドラインを作成する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
業務委託におけるモニタリングの実施	庁舎、業務委託： モニタリングの実施（検証・必要に応じて見直し）		
	情報システム： ガイドラインの作成	モニタリングの実施（検証・必要に応じて見直し）	
			→

## ○ ホスピタリティ（おもてなし）向上運動の実施

窓口での対応、利用者への心配りなどについて、ホスピタリティ向上に関する職員提案を実施し、「ホスピタリティ向上実践取組集」を作成し、これを周知することにより、職員のホスピタリティの向上を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ホスピタリティ向上運動の実施	作成・周知	追加更新	追加更新
	→		

## エ ニア・イズ・ベターの視点に立ったサービスの改善

県民に身近なサービスは、身近な自治体である市町村が企画し、実行することが、きめ細かな県民サービスの実現につながる。このため、市町村への権限移譲を積極的に進めるとともに、市町村の自立に向けた支援を行う。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 市町村への権限移譲

「第三次埼玉県権限移譲方針※」（平成23年度～25年度）に基づき、特色あるまちづくりや住民サービスの向上に向け、市町村との意見交換を経て権限移譲の計画を作成し、計画的な権限移譲を推進する。

- ・ パスポート申請受付・交付事務の移譲の拡大  
これまでの「全県一括又は一定のまとまった地域ごとに移譲」との条件を改め、市町村の実情に合った移譲方法により権限移譲を積極的に推進する。
- ・ 廃棄物再生事業者の登録事務の移譲  
廃棄物再生事業者の登録に係る事務について、市町村への権限移譲を新たに進める。
- ・ 保健所設置への支援  
中核市又は保健所政令市の人口要件を満たす市に対し、円滑な保健所設置に向けた具体的な支援（実務研修生の受入、業務支援策の協議等）を実施する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保健所設置への支援	越谷市の保健所設置に向けた具体的な支援 (実務研修生受入、業務支援策の協議等)		
			→
	所沢市・川口市への保健所設置に向けた働きかけ・ 支援策の提示		
			→

### ○ 市町村の自立的行財政運営の支援

市町村によるきめ細かなサービスを実現していくため、市町村の自立的な行財政運営への支援を行う。

- ・ふるさと創造資金の見直し

市町村の抱える地域づくりの課題への対策に関して総合的な支援を実施することができるよう、ふるさと創造資金のメニューの見直しを行う。

- ・ふるさと創造貸付金の実施

市町村の財政運営を支援するため、社会基盤整備事業等への低利の資金貸付制度である、ふるさと創造貸付金による支援を引き続き実施する。

- ・市町村への支援、助言

市町村の行財政運営全般について支援するため、行政改革や自主財源の確保、財務改善などに関して引き続き支援、助言を行う。

## 2 県庁の仕事の「しくみ」の改革

### (1) 成果の追求の徹底

地方自治法では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、「最少の経費で最大の効果」を上げなければならないと規定しており、県の仕事は常にこの基本的な考え方を意識して行わなければならない。

最少の経費で最大の効果を上げるためには、費用対効果の視点を持って、施策の効果を検証することが必要である。

このため、本県の施策の効果を検証する仕組みである政策評価制度について、費用対効果の視点を取り入れた新たな仕組みを構築する。

また、平成22年度に実施した「事務事業の総点検<sup>\*</sup>」や「行政の値札<sup>\*</sup>」を踏まえ、県の仕事の全般にわたり、費用対効果の観点から引き続き見直しを行う。

#### ア 「事務事業の総点検」「行政の値札」を踏まえた仕事の見直し

「事務事業の総点検」や「行政の値札」を踏まえ、県の仕事の全般にわたり、費用対効果の観点から見直しを進める。

#### 【今後3年間の取組目標】

##### ○ 「事務事業の総点検」を踏まえた事務事業の費用対効果の追求

「事務事業の総点検」を踏まえ、県の仕事の全般にわたり、費用対効果の観点などから見直しを実施し、事務事業の新陳代謝を図る。

##### ○ 「行政の値札」の活用による事務事業の費用対効果の追求

「行政の値札」を活用して、人件費や減価償却費を含めた総コストを十分意識しながら事務事業を見直すとともに、コストの比較分析や適切な手法の選択により、事務事業の費用対効果を高めていく。

###### ・類似業務のコスト比較による見直し

人材育成、行政相談など各部局で実施している類似業務のコストを比較分析し、費用対効果を高めるための見直しを行う。

###### ・適切な手法の選択による見直し

既存の業務について、ボランティアの活用などの共助の取組や民間委託の手法の活用など様々な手法を比較検討し、適切な手法を採ることで費用対効果を高めることができるかについての見直しを行う。



○ 補助金の見直し

補助金について、費用対効果の観点から、次の6つの見直しの考え方などにより補助金の効果が高まるよう、引き続き見直しを進める。

また、原則として新規の補助金にサンセットルール<sup>\*</sup>を適用し、目標水準及び達成時期を明確化し、補助金の効果的な活用に努める。

(補助金見直しの考え方)

- ・ 補助対象団体の自立性の促進
- ・ 補助成果の明確化
- ・ 採択基準や実績に応じた助成など成果が確実に高まる見直し
- ・ 負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・ 各種団体への人件費補助等の見直し
- ・ 類似・零細補助について統合・廃止や補助実績により見直し

○ 広報機能の一元化

毎年度、広報における県の重要テーマを設定し、複数の部局にまたがる施策を一括して広報展開することで、県全体として統一性のとれた効率的かつ効果的な広報を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
広報機能の一元化	重要テーマの設定（毎年度1テーマ） 一元的な広報展開		
	→		

イ 政策評価制度の充実

施策の効果を的確に把握する政策評価制度について、費用対効果の視点を取り入れた評価の仕組みを構築する。

【今後3年間の取組目標】

○ 費用対効果の視点を取り入れた政策評価制度の構築

施策や事業の費用と効果を明らかにすることを目的に作成した「行政の値札」を活用し、費用対効果の視点を取り入れた新たな政策評価制度を構築する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
費用対効果の視点を取り入れた政策評価制度の構築	新たな政策評価制度の検討・構築	新たな政策評価制度の実施	
	→		

○ **予算担当者による予算執行状況調査の実施**

予算の見直しや執行の適正化につなげるため、企画財政部の予算担当者が実地に予算の執行状況を調査し、事務事業の効果を検証する。

ウ **評価を事業に反映させるしくみの構築**

政策評価の結果を次の事業展開に反映させる仕組みを構築する。

**【今後3年間の取組目標】**

○ **新たな政策評価の予算編成等への反映**

費用対効果の視点を取り入れた新たな政策評価制度の構築に合わせ、その評価結果をより適切に予算編成や組織・定数改正に反映させる仕組みを構築する。

**(2) ITの投資効果の最大化**

これまで、庁内のIT基盤の整備、庁内情報システムの導入及び行政手続のオンライン化により、電子県庁化を推進してきた。

ITの活用にあたっては、県民サービスの利便性の向上や事務処理の効率化などのメリットを享受しつつ、コストの増大を招くことのないよう、調達や運用にかかるコストの縮減を図ることが必要である。

また、クラウドコンピューティング<sup>※</sup>などの新たな技術を導入し、一層の利便性の向上や事務処理の効率化を図ることが期待されている。

このため、費用対効果を高める観点から、新たな技術を取り入れ、IT運用コストを更に圧縮するとともに、ITの更なる活用を図り、県民サービス向上と業務改善を進める。

ア **IT運用コストの最少化**

新たな技術を取り入れ、庁内情報システムの維持管理コストの縮減を図る。

**【今後3年間の取組目標】**

○ **庁内情報システムの全体最適化**

庁内情報システムを「全体最適」の状態にするため、統合サーバを構築して個別システムの集約化を進めていく。

○ **文書・財務・旅費システムのサーバ機器等の更新**

現在の文書・財務・旅費システムのサーバの貸借期間は平成25年12月をもって満了する。更新に際しては、システムの信頼性を確保しながら、サーバ統合による貸借コストの縮減を検討していく。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
庁内情報システムの 全体最適化	対象システムや仕 様の検討	統合サーバ構築	対象システム移行 開始
文書・財務・旅費システ ムのサーバ機器等の更 新		機器の仕様検討	調達・稼働

### ○ グリーンITの推進

庁内システムのサーバ統合や維持管理の集約など、システム全体の最適化を進めていくなかで、サーバ機器の台数の縮減に努めるとともに、消費電力の少ない機器を導入するグリーンITを推進し、消費電力量の縮減を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
グリーンITの推進	新規に調達する職員用PCの消費電力		平成20年度と 比べて概ね3割減

### ○ クラウドコンピューティングの活用

クラウドコンピューティングは、ITの初期投資抑制、運用コストの低減、市町村間でのシステム共同利用の基盤の手法として活用が期待されている。クラウドコンピューティングの活用を進めるため、その導入を検討していく。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クラウドコンピューテ ィングの活用	自治体クラウドの活用検討		
	庁内クラウドの検討・整備 調査・検討	整備	
	民間サービスの活用		

### ○ 電子入札共同システムの再構築

平成26年度の新システムの本格稼働に向け、システムの再構築を進める。再構築に当たっては、業務の効率化及び機能の強化を図るとともに、構築及び運用コストの縮減を図ることが可能な手法の導入を検討していく。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電子入札共同システムの再構築	方針・仕様決定	業者決定、開発、データ移行 並行稼働	

○ **ライフサイクルを通じたITマネジメントの推進**

効果的なIT投資や情報システムの継続的な改善を進めるため、情報システムの企画、調達、運用の各段階で評価を行い、ライフサイクルを通じたマネジメントを実施する。

イ **ITの活用の徹底**

業務の各分野にITを徹底的に活用することにより、県民サービスの利便性の向上や業務の効率的な運営、セキュリティの向上を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ **サービスのIT化【再掲（参照16頁）】**

○ **ITの活用による業務環境の改善**

電子情報の効率的な共有・転送手法を向上させ、ITを活用した業務環境の改善に取り組む。

・ **ファイルサーバの運用**

平成22年度に本庁へ導入したファイルサーバでの課単位・部単位での情報共有を本格化させ、電子情報による情報共有を強化する。また、地域機関を対象としたファイルサーバの導入を推進する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ファイルサーバの運用	運用・導入拡大		

・ **ファイル転送サービスの運用**

大容量ファイルを組織間でやり取りできるファイル転送サービスを導入し、通信回線を通しての送受信を可能とし業務の効率化を図る。

・ **職員ポータル機能強化**

平成24年度の県庁LANの更新に合わせて、職員ポータル機能強化を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職員ポータル機能強化	職員ポータルの検討	県庁LANの更新 職員ポータルの再構築	運用開始
	→		

### ○ シンククライアントシステム<sup>※</sup>の拡充等

#### ・シンククライアントシステムの拡充

平成21年度から導入しているシンククライアントシステムについて、本庁における安定稼働を図るとともに、地域機関への導入を推進する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
シンククライアントシステムの拡充	運用・導入拡大		
	→		

#### ・情報管理の徹底

情報漏えい対策について、情報セキュリティ監査を実施し、情報システムや各課所の情報セキュリティ水準の維持・向上を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
情報管理の徹底	情報セキュリティ監査の実施（年80課所）		
	→		

### (3) ストックの戦略的な活用・管理

道路、橋りょうなどのストック（県有資産）は一定の行政目的を達成するために、多額の費用をかけて建設されている。こうしたストックは、その性格によっては、収益を上げることで財政に寄与することが求められる。また、ストックの管理は長期にわたり多額の費用がかかるため、長期的な視点に立った効率的な管理を行うことが必要である。

このため、県有資産の戦略的な活用を積極的に行うとともに、戦略的・長期的な視点から施設のトータルでの維持管理コストを縮減するアセットマネジメント<sup>※</sup>を推進する。

また、公の施設については、その施設が設置された当時の社会経済状況が変化するなど、そのあり方などの再検討が求められるものも見受けられる。これらについて施設の存立の意義や費用対効果を検証し、施設の廃止を含め管理の主体や形態の見直しを行う。

## ア 県有資産の戦略的な活用

行政財産の貸付による収益確保などにより、県有資産の戦略的活用を進める。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 行政財産の貸付の促進

- ・公募による飲料水等自動販売機設置業者の決定  
飲料水等自動販売機設置業者の選定について、原則として公募による行政財産の貸付を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公募による飲料水等自動販売機設置業者の決定	290台/年	200台/年	240台/年

#### ○ 公共施設における空きスペースの民間開放の検討 【再掲（参照12頁）】

## イ 県有施設の戦略的な管理

県有施設の長寿命化や維持管理コストのトータルでの縮減を図る。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 県有施設等のアセットマネジメントの推進

- ・施設整備・大規模改修における経済合理性についての検討  
5億円以上の新規施設の整備や1億円以上の大規模改修に当たっては、遊休地活用の可否、規模・グレード、生涯コスト、事業手法について、県有資産マネジメントに関する検討の場において、経済合理性についての検討を行う。
- ・中長期計画に基づく公共施設の維持管理  
橋りょう、排水機場、農業水利施設、埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナについて、中長期的な管理計画を基に計画的・効率的な維持管理を行う。  
また、中長期的な管理計画を策定していない施設については、各施設管理者が施設の規模や性格を踏まえ、管理計画の必要性を精査し、計画の策定に向けた検討を進める。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
橋りょう、排水機場、農業水利施設、埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナ	中長期的な管理計画を基に計画的・効率的な維持管理		

・ 庁舎の統一的・計画的な維持修繕

庁舎や附属設備に係る100万円以上の修繕について、修繕費予算の集中管理、技術検討による合理化によるコスト縮減に引き続き取り組む。

今後、各庁舎管理者が年間を通じて適切な維持管理水準を維持することができるよう「点検マニュアル」を作成し、庁舎の統一的・計画的な維持修繕に活用する。

・ 県有資産に関する情報の一元化

県有施設の戦略的な管理を進めるため、施設の維持管理コストや修繕コストを含め、資産に関する情報を一元化する。

ウ 公の施設のあり方の見直し

公の施設の利用実態や市町村・民間の類似施設の整備状況など、現在の社会経済状況に合わせ、公の施設のあり方を見直す。

【今後3年間の取組目標】

○ 熊谷会館のあり方の検討

施設の老朽化により今後大規模修繕も想定されることから、費用対効果や県北地域における文化施設の役割など総合的な観点を踏まえ、今後のあり方を検討する。

○ 奥武蔵あじさい館のあり方の検討

県内には民間宿泊施設が多数存在することから、当該施設の政策上の必要性を再検討し、民間譲渡を含め、今後の施設のあり方を検討する。

○ 県民健康福祉村のあり方の検討

健康づくり拠点としての機能を含め、今後のあり方を検討する。

○ **みどりの村のあり方の検討**

現指定管理期間（平成20年度～24年度）は林業施策を体験する場として施設を活用することとするが、その間に指定期間終了後の施設のあり方について、地元市町村への移管を含め検討する。

○ **指定管理者制度導入の拡大【再掲（参照11頁）】**

**エ 直営施設の経営改善**

**【今後3年間の取組目標】**

○ **直営施設の経営改善**

直営施設であっても不断の経営改善を行うため、経営改善計画を策定しサービスの向上に努めるとともに、組織体制や事務の見直しにより管理運営コストの縮減を図る。

**（4）成果の最大化**

最少の経費で最大の効果を上げるためには、限られた資源を徹底的に生かして、最大の成果に結びつけることが必要である。そのため、「地域支え合いの仕組み」や「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク※」を活用した取組など複数の課題を同時に解決する「一石三鳥」の取組や、創業の支援など小さな投資で大きな経済効果を生む「てこの原理」を生かした取組を実施し、成果の最大化を図る。

**ア 一石三鳥の取組の推進**

**【今後3年間の取組目標】**

○ **ぐるっと埼玉サイクルネットワークの構築**

河川沿いのサイクリングロードなどを軸とし、既存の国道、県道、市町村道を有機的につなぎ、①自転車交通の安全、②地域の活性化、③県民の健康増進などに寄与する自転車道ネットワークを構築する。

○ **農業参入を希望する企業等への支援**

農業の新たな担い手となりうる企業やNPOの農業参入を促進し、①遊休農地の解消、②雇用の創出、③地産地消の推進と一石三鳥となる企業等への農業参入支援を実施する。

○ **地域支え合いの仕組みの推進【再掲（参照9頁）】**



## イ てこの原理の活用

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 創業の支援

起業家に対しニーズに応じ各種の支援事業をきめ細かく講じることで、創業後の企業活動による新たな経済効果が相乗的に期待できる創業支援・ベンチャー支援を実施し、毎年度200件の創業を促進する。

#### ○ 制度融資<sup>\*</sup>の充実【再掲（参照34頁）】

#### ○ 企業立地の推進【再掲（参照36頁）】

## （5）行政コストの最少化

最少の経費で最大の効果を上げるためには、必要性の観点から常に事務や事業の経費を精査し、行政コストを圧縮することが求められる。これまで予算編成の過程を通じて間接部門などを中心に不要不急のコストの縮減に努めてきたが、更に費用対効果の追求を徹底するためにも、一層の行政コストの圧縮に向けた継続的な取組が必要である。

このため、管理的経費を始め事務事業の経費を徹底的に圧縮する。また、「行政の値札」を活用して施策の費用対効果という観点からも行政コストの最少化を図る。

## ア 施設管理コストの最少化

最小限の経費により庁舎の維持管理を行うとともに、エコオフィス改修を行い庁舎のエネルギー効率を高める。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 庁舎の保守管理コストの縮減

- ・ 庁舎管理に関する業務委託の集中・効率化

清掃、機械警備、消防設備、空調設備の各業務の一括入札について、施設の統廃合を踏まえ、一括入札を行うエリアを見直す。また、エレベータの保守業務について、一般競争入札への移行を検討する。

#### ○ エコオフィス化の推進

老朽化した施設を省エネ改修するエコオフィス化改修事業<sup>\*</sup>について、引き続き導入施設を拡大する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
秩父地方庁舎ほか 7施設	設計、改修工事	省エネルギー化実施	
その他の施設		設計、改修工事	省エネ化実施
			設計、改修工事

## イ 公共事業コストの適正化

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 公共事業コストの適正化

「彩の国公共事業コスト構造改善プラン※」に基づき、平成19年度の標準的な施工方法と比べて、設計額を平成23年度に改善率10%、平成25年度に改善率15%の達成を目標とし、公共事業のコストの改善を図る。

## ウ 「行政の値札」の活用による事務事業の費用対効果の追求

### 【再掲（参照20頁）】

## (6) 県庁の仕事の透明化

これまで、公共調達改革※や情報公開の的確な運用により県庁の仕事の透明性の確保や県民の知る権利の保障に努めてきた。県の行政運営は、県民への説明責任を果たし、県民の理解を得ながら進めることが不可欠である。このため、公共調達改革を踏まえた取組の実施や情報公開の充実を更に進め、県庁の業務の透明性の向上を図る。

## ア 公共調達改革の着実な推進

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 公共調達改革の着実な推進

これまでの公共調達改革の成果に対する検証を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むとともに、今後も公共調達改革を着実に推進する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公共調達改革の 着実な推進	入札参加条件の更なる緩和（施工実績、現場代理人の兼務）		
	(試行)	新規参入機会の拡大 （民間実績、下請け実績の採用）	
	(試行)	委託への一般競争入札の導入	
	増大する維持管理に対応した 新たな入札制度の検討		(試行)
随意契約の透明化	入札情報公開システムで公表する随意 契約の理由の明確化		

## イ 情報公開の充実

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 情報公開の充実

県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるようにするため、開示請求が多い情報についてあらかじめホームページに掲載することなどにより、情報公開の充実を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
情報公開の充実	掲載する情報の選別・ヒアリング		
	県政資料コーナーへの備付け又は ホームページ掲載による公開		

### 3 県庁の「体質」の改革

#### (1) 財政の健全性の確保

県財政は、歳入の大幅な増加が見込めない中で、歳出面で義務的経費の増加が避けられず、依然として厳しい状況にある。また、今後、地方分権の進展の中で、地方税制度における県の自立性も高まることが想定される。

将来にわたり県民生活に必要なサービスを確実に提供していくためには、安定的な税収確保に努めるとともに、財政の健全性を確保し、計画的で安定的な財政運営を行うことが求められる。

このため、県経済の活性化などによる自主財源の確保に努めるとともに、歳出の縮減を行い、財政収支の改善を進める。

#### ア 財政の健全性の確保

財政の健全性を確保し、将来にわたり県民生活に必要なサービスを提供するため、計画的で安定的な財政運営を行う。

#### 【今後3年間の取組目標】

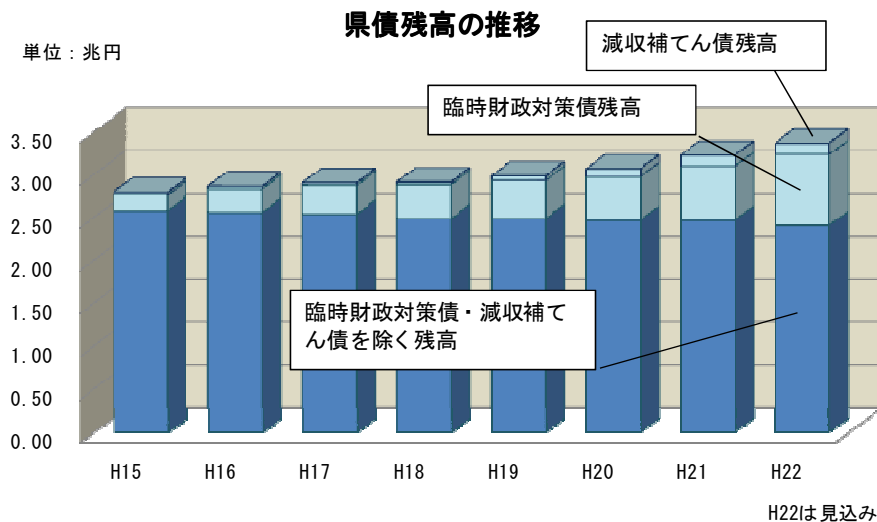
##### ○ 中期財政収支見通しの作成

計画的で安定的な財政運営を行うため、3年程度の期間の中期財政収支見通しを作成する。

また、収支見通しは、景気動向や地方税財政制度の変更等を踏まえ、毎年度更新する。

##### ○ 県債残高の管理

臨時財政対策債\*などを除いた県で発行をコントロールすることのできる県債の残高を平成22年度決算時と比較し、平成25年度決算時には維持若しくは減少させる。



○ 県財政の情報開示と公会計制度見直しへの対応

県の財政状況に関する説明責任を果たすため、資産・債務の管理に必要な貸借対照表、行政コスト計算書<sup>\*</sup>、純資産変動計算書<sup>\*</sup>、資金収支計算書の4つの財務書類の情報公開に引き続き取り組む。

また、国において進められている新地方公会計制度の検討状況を踏まえ、財政状況の一層の説明責任の履行と財政運営の効率化・適正化に向けた公会計制度の見直しへの対応を行う。

イ 自主財源の確保

財政の健全性の確保に向け、県税収入の確保や県有資産の売却・貸付などにより一層の自主財源の確保を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ 県税収入の確保

収入未済額の大きい個人県民税の賦課徴収を担う市町村への支援や、滞納件数の多い自動車税を中心に税収確保対策を実施し、納税率を全国平均に近づけるとともに、コンビニエンスストアで納税できる県税の種類拡大など納税方法の多様化を進め、引き続き県税収入の確保に努める。

○ 県有資産の売却・貸付

県有資産の有効活用を図るとともに、新たな財源の確保に寄与させるため、引き続き未利用県有資産の売却や貸付を進める。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県有資産の売却・貸付	売却件数 6件	10件	10件

○ 税外未収金回収体制の強化

未収債権の管理を徹底し確実な回収を行うため、債権管理連絡会議を中心に、徴収困難な未収金の管理に関するガイドラインの作成や職員研修の実施、債権回収への民間委託の導入など、債権管理所管課が行う債権回収の効果を高めるための対策を実施する。

○ 企業広告の活用

自主財源を確保するため、広報紙やホームページ等の広報媒体や県営住宅などの県有施設を用いた企業広告を引き続き実施するとともに、新たに県庁舎の内部壁面を活用した企業広告を検討する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
企業広告の活用 ・広報紙、HP ・県営住宅壁面 (浦和高層住宅)	企業広告の掲載		
		企業広告の掲出(24年度中に住宅建替予定)	
・自動車税納税通知書用封筒	広告募集 意見聴取	意見を反映させた広告募集の実施	
・県庁舎の活用検討	課題整理 方針決定	(導入の場合) 本庁で試行	地方庁舎への 拡大検討

○ 使用料・手数料の適正化

受益者負担の徹底の観点から、現在の社会情勢に適合しなくなった減免制度や受益に見合わない使用料・手数料を適切な水準へと見直す。

ウ 県経済の活性化

県内企業の支援や県への企業立地を促進し、県経済の活性化による自主財源の確保を図る。

【今後3年間の取組目標】

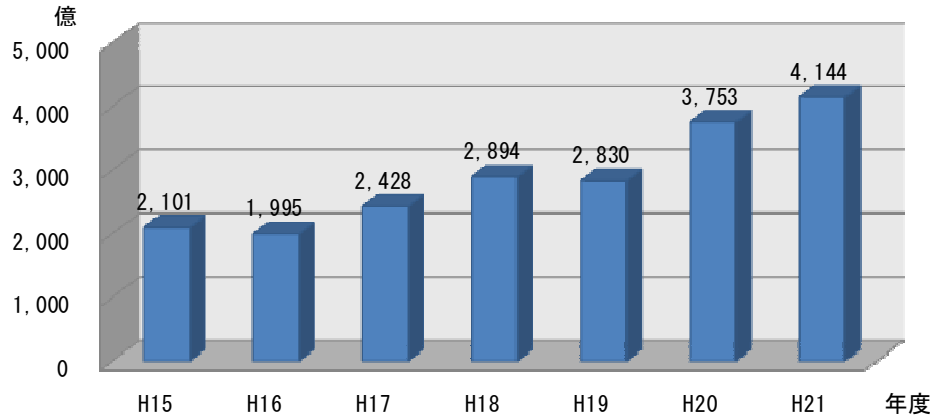
○ 県内中小企業・ベンチャー企業の支援

中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあるため、制度融資の充実、研究開発の支援、知的財産活用の支援、経営革新への取組支援などを引き続き実施し、県内中小企業の活動を支援する。また、新たな経済効果を生む創業やベンチャー企業への支援について、創業・ベンチャー支援センターを中心に、関係機関との連携を強化しながら引き続き取り組む。

・制度融資の充実

制度融資を充実させることで、地域経済を支える県内中小企業の資金調達の円滑化を図る。

### 県制度融資実績の推移



- 研究開発の支援

産学コーディネーター\*が中心となり、大学や研究機関と企業との情報共有の場づくりやマッチング支援を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研究開発の支援	コーディネーターによるマッチング支援 産学共同研究グループ数：20件/年		
	→	→	→

- 知的財産の活用

知的財産総合支援センター埼玉を中心に、中小企業の知的財産活用への取組、課題に対応するための支援を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知的財産の活用	知的財産総合支援センター埼玉による支援 支援数：3,500件/年		
	→	→	→

- イノベーション（経営革新）\*の支援

中小企業のイノベーションへの取組を支援する「埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度」及び「経営革新計画承認制度」を推進し、意欲的な企業の取組を支援する。

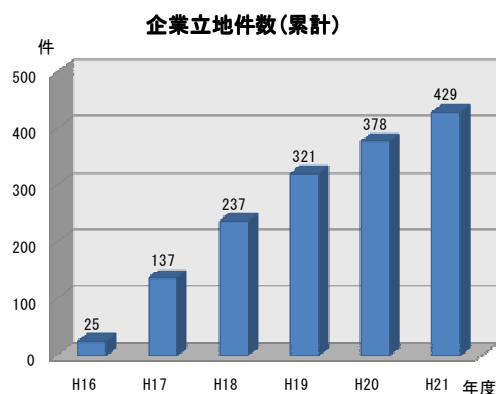
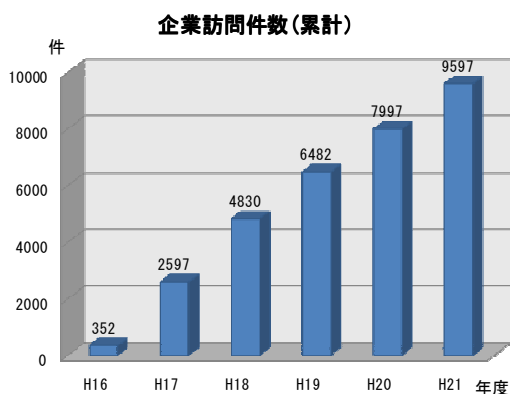
取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノベーション（経営革新）の支援	普及啓発、企業の発掘、県のイノベーション支援チームによる支援 埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度の推進 登録件数：1,000件/年 経営革新計画承認制度の推進 承認件数：500件/年		

・創業の支援【再掲（参照29頁）】

### ○ 企業立地の推進

企業誘致のターゲットを成長産業や埼玉の特性を生かす産業に重点化するとともに、立地企業へのフォローアップを実施する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
企業立地の推進	企業訪問 5,000件/3年（H22～24）		
	企業立地 100件/3年（H22～24）		



※企業誘致大作戦（H17.1～H19.3）  
 チャンスメーカー埼玉戦略（H19.4～H22.3）

### ○ 圏央道を活用した産業の活性化

・圏央道へのアクセス道路等の重点的整備

平成24年度末までにインターチェンジへのアクセス道路など8路線8箇所を引き続き整備する。



- ・新たな産業基盤の整備

圏央道周辺地域（インターチェンジ、ジャンクションから概ね5 kmの範囲の地域。市街化区域を含む。）において、工場や流通加工施設などを集積させるための産業基盤を平成23年度末までに300 ha（事業着手面積を含む。）整備する。

- 若年求職者の就業支援

ヤングキャリアセンター埼玉を中心として、学生や新卒未就職者、フリーター等の若年求職者への支援を強化する。

## エ 特別会計・基金の見直し

### 【今後3年間の取組目標】

- 特別会計・基金の見直し

設置から相当の期間が経過し、社会情勢や財政規模など設置当時の前提条件が大きく変化している特別会計や基金について、その存続の必要性を検討する。

## オ 歳出の縮減

財政の健全性を確保するため、「事務事業の総点検」や「行政の値札」を踏まえ、コストの最少化、補助金等の見直しにより歳出を縮減する。

### 【今後3年間の取組目標】

- 人件費の縮減

これまで、職員定数の削減や給与構造の改革等により人件費の縮減に努めてきたが、依然として歳出に占める人件費の割合は大きく、財政硬直化の要因となっている。

財政の弾力性を確保するため、サービス水準の維持・向上に配慮しつつ、職員定数及び給与の適正な管理を引き続き行う。

- 県債の発行手法の多様化

新たな発行条件決定方式<sup>\*</sup>の導入など県債の発行手法の多様化を進め、資金調達における県債の競争性を高め、より有利な条件で県債を発行することで、公債費の縮減を図る。

- 投資家向け広報の充実

これまでの投資家一般を対象とした説明会などに加え、地方銀行や信用金庫などを中心とした説明会を新たに実施するなど、投資家向け広報を充実させることにより投資家層を拡大し、安定的な資金調達を図る。

○ **法令外分担金の見直し**

平成21年度に、157団体に対する法令外分担金の拠出について、拠出先の財務状況や加入の必要性を精査し見直しを実施した。

今後は、全国知事会で議論されている国関係法人への支出について、その改革の方向性を踏まえ、他の都道府県と連携して法令外分担金の見直しに取り組む。

○ **補助金の見直し【再掲（参照21頁）】**

○ **IT運用コストの最少化【再掲（参照22頁）】**

○ **施設管理コストの最少化【再掲（参照29頁）】**

○ **公共事業コストの適正化【再掲（参照30頁）】**

**(2) 簡素で効率的な組織の追求**

全国的にも地方財政の状況が厳しい中、本県は県民1万人当たりの職員数が全国一少ない体制で、県民サービスの維持・向上を図りつつ、効率的な行政運営を行っている。最少の経費で最大の効果を上げるためには、県民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な執行体制の構築を更に追求することが必要である。

このため、県民サービスの維持・向上を図りつつ、今後も事務事業の徹底的な見直し、類似業務の一元化・集約化や民間へのアウトソーシングの推進により、更に簡素で効率的な執行体制を築く。

**ア 類似業務の一元化、集約化等による組織の効率化**

**(ア) 効率的な執行体制の確保**

業務執行の効率化を進めるとともに、処理件数等の事務量に応じた適切な執行体制を確保する。

**【今後3年間の取組目標】**

○ **本庁と地域機関との間における許認可事務等の執行体制の見直し**

許認可事務や相談事務の執行体制について、本庁と地域機関それぞれの役割分担を見直し、効率的な執行体制を検討する。

○ **地域機関における総務事務の更なる集約化の検討**

平成21年度から地域機関の総務事務について集約化を進めてきたが、集約化が行われていない地方庁舎（朝霞、川口）について総務事務の集約化を検討する。

○ **県立学校における総務事務の効率化**

県立学校の総務事務（人事、給与、服務、福利厚生）について、平成23年度から総務事務システムのすべての機能を稼働させる。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総務事務システムのすべての機能稼働	サービス機能の導入	運用	
	→		

○ 県税事務所の再編の検討

県税収入の確実な確保と組織の効率化を図るため、県税事務所の統廃合など事務所の再編の検討を行う。

また、併せて業務を精査した上で、民間委託を進めていく。

○ 総合リハビリテーションセンターのあり方の検討

病院部門について、リハビリテーション医療の現状と将来展望を踏まえ、利用者の確保と安定した料金収入の確保のための対策を検討する。また、福祉部門については、現在病院部門との一体的な運営を行っているが、そのあり方について検討を行い、総合リハビリテーションセンターのあるべき姿を改めて整理する。

○ 衛生研究所の執行体制の見直し

平成25年度に予定している衛生研究所の吉見町への移転に合わせ、現行の本所（さいたま市）と支所（深谷市）の体制を見直し、支所の廃止を含め効率的な執行体制を整備する。

○ 単独地域機関のあり方の検討

計量検定所や農村整備計画センターなどの単独設置の地域機関について、本庁や他の地域機関との役割分担を見直し、集約化させるなど、より効率的な執行体制を検討する。

○ 審議会等の附属機関の見直し

審議会、協議会等の附属機関について、その設置の必要性や代替措置の有無、附属機関を含めたトータルの事務処理の効率化などの観点から、審議会等の附属機関の廃止や統合について検討を行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
審議会等の附属機関の見直し	全庁的な状況調査の実施 廃止・統合の検討	廃止・統合	
	→		

(イ) 役割分担からの見直し

業務の効率的執行やサービスの向上を目指す民間開放を推進するとの観点から、業務のあり方を見直す。

【今後3年間の取組目標】

○ 税務事務の民間委託の拡大

自動車税コールセンター<sup>\*</sup>の設置に引き続き、県税事務所の事務のうち徴税吏員としての権限を要しない事務について精査した上で、可能な事務について民間委託を進める。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
税務事務の民間委託の拡大	県税事務所における試験的な導入	試験的な導入の継続、検証の実施	検証結果を踏まえ実施
		→	→

○ 花と緑の振興センター植物見本園管理業務の民間委託

花と緑の振興センターの植物見本園管理業務について、平成23年度から民間委託を実施する。

○ 用地交渉業務の民間委託の拡大

権利者に対して土地建物等の損失補償、契約内容及び登記手続等の説明を行う補償説明業務について、民間委託の拡大を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
用地交渉業務の民間委託の拡大	委託の拡大	委託の拡大	
	→	→	

○ 県庁組織への民間人材パワーの積極的な活用【再掲（参照12頁）】

○ パスポート申請受付・交付事務の民間委託【再掲（参照12頁）】

○ 調理師試験の実施に関する事務の指定試験機関への委任

調理師試験の実施に関する事務について、平成23年度から調理師法の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関に委任する。

## イ 簡素で効率的な業務執行による定数のスリム化

厳しい経済情勢下における雇用の創出・確保、みどりと川の再生や地球温暖化対策など環境問題への対応、介護、医療の充実による安心した暮らしの確保など、県は様々な分野における行政需要に適切に対応していく必要がある。

知事部局の職員定数については、平成23年度に県民1万人当たりの職員数が11人台となるように、新行財政改革プログラム（平成20年度～22年度）では、3年間で500人の定数の削減を実施してきた。平成22年4月1日現在では、県民1万人当たり12.1人（全国平均23.8人）と全国一少ない職員数で効率的な運営を行っている。

今後も、「選択と集中」の考え方の下、県民ニーズに的確にこたえつつ、更に類似業務の一元化・集約化や民間へのアウトソーシングの推進により効率性を高め、定数の更なるスリム化を図る。

これにより、県民1万人当たりの職員数11人台を達成するとともに、県民1万人当たりで全国一少ない職員数を堅持する。

※地域主権改革により国から移管される人員分は除く。

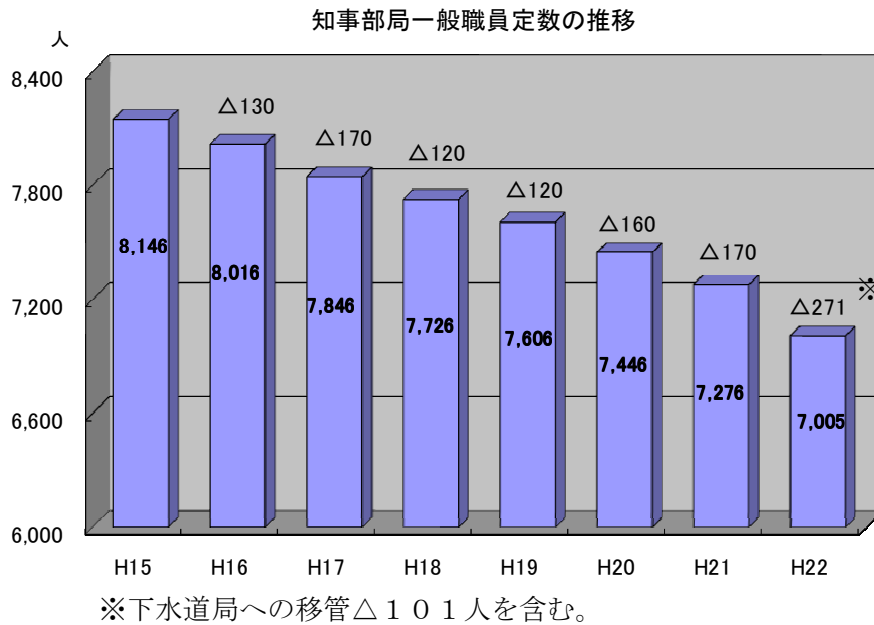
※企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、各々作成する計画により職員定数を適切に管理する。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 知事部局職員定数の削減

知事部局において本プログラム期間中（平成23年度～25年度）に300人程度の職員定数の削減を目指す。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
知事部局職員定数の削減	計画期間中に300人程度の削減を目指す		
			▶



#### ウ 地域主権改革による新たな県の組織の検討

##### 【今後3年間の取組目標】

##### ○ 地域主権改革による新たな県の組織の検討

国と地方との間で協議が進められている地域主権改革の動向を踏まえ、ハローワークなど国の出先機関の移管が行われた場合における新たな県の組織体制を検討する。

### (3) 意欲と能力のある職員の育成

県庁のスリム化を進める中、県民ニーズに的確に対応するには、職員一人ひとりの能力を高め、その能力を最大限発揮させるとともに、職員の仕事に取り組む意欲を高めしていく必要がある。

このため、専門性を高めるための研修などにより職員の能力開発を進める。また、職員の意識改革を進めるとともに、適材適所の配置を行い、仕事を通じて能力を発揮させることにより、職員の意欲と能力を最大限に高める。

#### ア 意欲と能力に満ちた人材の育成

職員一人ひとりの能力と仕事に取り組む意欲を高め、その能力を最大限に発揮させる。

##### 【今後3年間の取組目標】

##### ○ 彩の国人材開発ビジョンの見直し

職員一人ひとりの更なる能力開発を図るため、平成23年度に「彩の国人材開発ビジョン」を見直し、平成24年度以降、見直し後のビジョンに基づく人材開発を進める。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
彩の国人材開発ビジョンの見直し	ビジョンの見直し	新たなビジョンに基づく施策の実施	
	→		

### ○ 専門性の高い職員の育成

#### ・ 専門性を重視した人事管理

職員の専門性を高めるため、民間企業等への派遣研修において、エキスパート型派遣の拡充を行うとともに、専門性を重視した職員配置などの人事管理を行う。

#### ・ 高度IT人材の育成

情報政策の立案及び施策推進ができる高度なITスキルを有する人材を計画的に育成するため、IT専門研修を実施する。

#### ・ 各部局における人材の育成

業務遂行において必要となる専門的な知識や技術を習得させ、更なる能力の向上を図り、県民に対して質の高いサービスを提供するため、税務職員研修や土木技術職員研修など各部局における研修の充実を図る。

### ○ 「他流試合」等による職員の能力開発

#### ・ 「他流試合」を意識した研修の実施

県民視点に立った幅広い視野を備えた人材を育成するため、民間企業での現場体験を取り入れた体験型研修や派遣研修を実施する。

#### ・ 大学派遣研修の実施

重要な政策課題を解決する上での必要な専門的知識、能力及び幅広い視野を備えた人材を育成するため、国内の大学（大学院）への派遣研修を実施する。

### ○ 海外派遣研修の実施

国際化がますます進展し、産業支援などの面でグローバルな対応が求められるとともに、職員には広い視野に立って政策を立案することが求められる。こうしたニーズに対応するため、柔軟な発想と実行力のある職員を育成する必要があるため、海外の大学院、団体、企業等への派遣研修を実施する。

## イ 職員の意識改革

改善運動の一層の全庁展開や職務執行三則の徹底により職員の意識改革を更に進めるとともに、職員表彰制度や応募制度の活用により職員の仕事への意欲の向上を図る。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 改善運動の一層の全庁展開

職員の意識改革及び職場の業務改善を図るため、全庁的な推進体制の下、職場単位で所管する業務の改善に取り組む「3Sカイゼン」及び個人単位で身近な事務改善に取り組む「ひとり1カイゼン」を引き続き実施する。

また、職員の職務を執行する上での執務態度や心構えを定めた「職務執行三則」について、引き続き職員への周知徹底を図る。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
改善運動の一層の全庁展開	3Sカイゼン、ひとり1カイゼンの実施 優良事例の全庁展開、職務執行三則の徹底		

#### ○ 職員のモチベーション向上

職員の優れた業績や取組を表彰する職員表彰や3Sカイゼン及びひとり1カイゼンにおける表彰を引き続き実施する。

また、職員の意欲を人事配置に反映させるため、職員が希望する職に自ら応募する職員応募制度を引き続き実施する。

#### ○ 職員のワークライフバランス<sup>\*</sup>の推進

職員がライフステージに応じた多様な働き方ができるよう、育児や介護などの事情に配慮した勤務環境の整備を図るとともに、総労働時間の短縮を図る。

## ウ 能力を最大限に発揮させる場の提供

能力・実績主義の人事管理の徹底や適材適所の人事配置により、職員の能力を最大限に発揮できる場を提供する。また、メンタルヘルス不調の職員に対して、早期に対応して復職させるなどメンタルヘルス対策を引き続き実施することにより、職員の能力を十分に発揮させる。



#### 【今後3年間の取組目標】

##### ○ 能力・実績主義の人事管理の徹底

能力・実績主義の人事管理制度を徹底するため、地方公務員法の改正など国の動向を踏まえ、標準職務を遂行するための能力基準の策定、改正に伴う人事評価制度の見直し、評価結果の人事管理全般への活用などについて検討を進めながら、能力・実績に基づく人事管理の更なる推進を図っていく。

##### ○ 適材適所の人事配置

自己申告制度や職員応募制度の活用、実績を上げた職員の適切な処遇、業務の専門性への配慮など適材適所の人事配置を徹底する。

##### ○ 職員のメンタルヘルス対策の実施

職員を対象にメンタルヘルスに関する研修や相談、指導を実施する。また、メンタルケア対策委員会を通じ、対策の総合的推進とケースの実情に応じたきめ細かな対応に引き続き取り組む。

#### エ 職員の地域活動への支援

#### 【今後3年間の取組目標】

##### ○ 職員の地域活動への支援

自分の時間を活用して、福祉、子育て、地域づくり、自治会、PTAなどの地域活動に取り組もうとする職員を支援するため、職員表彰制度の創設や情報交換の場の設置などを検討し、職員が地域活動に参加しやすくするための環境づくりやきっかけづくりを行う。

#### (4) 徹底した仕事のカイゼン

これまでも総務事務の集約化、ITの積極的な活用などによる間接業務の見直しや地域機関への権限移譲に取り組んできたが、引き続き日常の業務や間接業務の改善を徹底的に進める。また、複数年度のスパンの観点での見直しや地域機関への権限移譲により、事務事業の効率化を進めるとともに、財務会計などのチェック機能を強化する。

#### ア 日常の業務の更なる効率化

ITによる業務改善や改善運動の更なる全庁展開により、日常の業務の効率性を高める。

**【今後3年間の取組目標】**

○ **業務分析に基づく事務改善の徹底**

業務分析手法を活用して業務の流れを分析し、事務処理に要する時間や事務の重複などを精査し、効率化に向け全庁的な事務改善を行う。

また、職場環境の維持改善を図るため、「5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰《習慣化》）運動」を徹底する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
業務分析に基づく 事務改善の徹底	課題の把握 改善策の検討	改善策の実施	効果の検証 必要に応じた修正
	5S運動の実施		

○ **ITの活用による業務環境の改善【再掲（参照24頁）】**

○ **改善運動の一層の全庁展開【再掲（参照44頁）】**

**イ 間接業務の更なる改善**

総務事務の効率化を推進し、その執行体制のスリム化を図る。

**【今後3年間の取組目標】**

○ **地域機関における総務事務の更なる集約化の検討**

**【再掲（参照38頁）】**

○ **県立学校における総務事務の効率化【再掲（参照38頁）】**

**ウ 複数年度スパンの観点での事務事業の効率化**

毎年度実施している事務事業について、年度を越えた複数年度のスパンの観点から、毎年度実施することの必要性や効果を検証し、必要性や効果の薄いものは隔年や2年置きの実施とするなど、事務事業の効率化を図る。

**【今後3年間の取組目標】**

○ **補助金交付事務の見直し**

複数年度にわたる事業に対する補助金について、交付申請や実績報告の際の添付書類を初年度のみ提出とするなどの見直しを行う。

○ **イベントの見直し**

毎年度実施しているイベント事業について、毎年度開催することの必要性や効果を検証し、事業の見直しを行う。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イベントの見直し	見直し対象の調査 検証・方針決定	事業の見直し	
	→		→

## エ 地域機関への権限移譲の推進

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 地域機関への権限移譲の推進

的確かつスピーディーな意思決定を行うため、本庁と地域機関の権限を見直し、地域機関が実施することにより効率的な事務処理ができるものについて、引き続き地域機関への権限移譲を進める。

## オ 財務会計などに対するチェック機能の強化

検査・審査、監査の仕事のチェック機能を強化し、事務の適正な執行を確保する。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 適正な財務会計の確保

各種の事業を担当し、執行額も多額となる地域機関において、適正な財務事務を確保するため、会計管理者が行う財務審査・検査体制を強化するとともに、財務担当職員への研修・指導を充実する。

#### ○ 監査機能のあり方の見直し

監査制度に係る国や全国知事会の議論を踏まえ、監査の執行体制や実施方法について検討を進めながら、本県における監査機能のあり方を見直していく。

## (5) 出資法人<sup>※</sup>等の優れた経営体への変革

指定出資法人については、県業務の補完・代替という設立目的の趣旨に沿った業務執行に努めるとともに、組織の効率化や収益性の向上を図り県から自立した「優れた経営体」となることが求められる。

このため、これまでも指定出資法人への財政支出の縮減や県からの派遣職員の段階的引き上げなどを実施してきたが、今後も、指定出資法人の自立的経営を促すため、引き続き経営改善の取組について指導を行う。

また、公益法人制度改革<sup>※</sup>への適切な対応を図る。

## ア 指定出資法人の改革

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 経営改善に関する県民への誓約制度の導入

各指定出資法人の経営やサービスの目標を数値化し、県民に約束し、その達成状況を分かりやすい形で県ホームページにおいて公表する仕組み（「経営改善に関する県民への誓約制度」）を導入する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経営改善に関する県民への誓約制度の導入	目標の設定、公表	法人、県による達成状況の評価	法人、県による達成状況の評価
	取組の実施	評価結果の公表 改善の実施	評価結果の公表 改善の実施
	一部評価の実施	一部評価の実施	新たな目標の設定準備
	→		

#### ○ 公益法人制度改革への対応

公益法人改革関連三法の施行に伴い、公益法人制度改革の対象となる14の指定出資法人について、平成25年11月末までに「公益社団法人・公益財団法人」又は「一般社団法人・一般財団法人」のいずれかの形態へ円滑に移行手続をとることができるよう指導する。

取組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公益法人制度改革への対応	移行手続きの進捗状況の把握		
	7法人申請	5法人申請	14法人全ての移行手続完了
	→		

#### ○ 自主的、自立的な経営の促進

今後も、指定出資法人の自主的、自立的な経営を促進するため、引き続き、県からの財政支出の縮減や派遣職員の段階的な引き上げに努める。

#### ○ 指定出資法人の公共調達改革の取組の推進

各指定出資法人における公共調達について、物品調達等の一般競争入札の拡大など、県に準じた公共調達改革を積極的に推進する。

## イ 公益法人の改革

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 行政委託型公益法人の適正な運営の確保

県の指定を受け法令に基づく検査を行う法人など、いわゆる行政委託型の知事所管の特例民法法人の適正な運営を確保するため、会計処理の明確化、透明化などの指導監督を一層強力に推進する。

### (6) 危機管理体制の強化

大地震等の発生時に、県として実施すべき優先業務をなるべく中断させず、また中断した場合でも早急に復旧させるため、平時から業務継続計画に基づく対策を実施し、県庁の危機管理体制の強化を図る。

### 【今後3年間の取組目標】

#### ○ 業務継続マネジメントの推進

各部局において、業務継続計画に基づく訓練の実施、訓練結果の評価、評価を踏まえた計画の見直しといった一連の業務継続マネジメントを実施する。

### (7) 地域主権改革への対応

地域主権改革の動向を踏まえ、県としては、改革の実現に向けて全国を先導する役割を果たすとともに、その成果を県民サービスの向上に着実に結びつけていかなければならない。

そのため、国から県への権限移譲に率先して取り組むとともに、県から市町村への権限移譲に的確に対応する。

## 参考資料 用語の解説

冊子中、※で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明
あ	アセットマネジメント	公共施設を資産としてとらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法。
	イノベーション（経営革新）	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」において定義される「経営革新」を指す。同法における「経営革新」とは、事業者が新商品の開発や生産などの新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
	エコオフィス化改修事業	中小規模の施設（現在は 700 m <sup>2</sup> ～6000 m <sup>2</sup> を対象）における空調設備など複数の老朽化した設備の改修で、老朽化した機器の従来の対症療法的な置き換えだけではなく、能動的に省エネ・省コストを推進させる事業。 照明設備、空調設備などを一体的に改修する「エコオフィス化改修」と空調設備の高効率化改修のみを行う「高効率空調機改修」があり、本文では両方を指す。
	NPO協働ひろば（つながりナ）	NPO、企業、大学、地域団体など地域づくりに関わる多様な団体が情報を交換することができるインターネットサイト。
か	官民協働	県と民間とが、それぞれの特性や資源を生かし合って協力し、県単独で実施するよりも効果的なサービスを提供する取組。
	行政コスト計算書	資産形成を伴わない経常的な活動に伴うコストと、使用料・手数料等の経常的な収益を対比させた財務書類。
	行政の値札	県の提供するサービスの総コスト、単位当たりコスト、事業の効果を分かりやすい形で表示したもの。
	クラウドコンピューティング	ネットワークを前提としたコンピュータの利用形態であり、利用者はコンピュータ処理をネットワーク経由でサービスとして利用すること。
	グリーン・ツーリズム	農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
	ぐるっと埼玉サイクルネットワーク	自転車保有率全国第1位という本県の特徴を生かし、既存の国道・県道・市町村道を活用した全県的な自転車道のネットワークを形成すること。

行	用 語	説 明
か	公益法人制度改革	平成20年12月の公益法人改革関連三法の施行に伴い、新たな公益法人制度が開始したことをいう。民間による非営利の活動を活発にし、公益を増進することを目的としている。特例民法法人（既存の社団法人、財団法人）は、平成25年11月末までに内閣府又は都道府県に移行申請し、「公益社団法人・財団法人」への移行認定又は「一般社団法人・財団法人」への移行認可を受ける必要がある。
	公共事業コスト構造改善プラン	平成21年度～25年度の5か年を期間とする工事コストやライフサイクルコストを含めて総合的なコスト削減対策を推進するための計画。改善率は、平成19年度における標準的な工事方法との比較により算出する。
	公共調達改革	道路や河川、公園、下水道などの工事発注に当たり、談合等の不正行為を防止し、競争性・透明性の高い公正・公平な入札の執行及び工事の品質確保を目的として入札契約制度の改革に取り組むこと。
	顧客満足	CS（カスタマー・サティスファクション）の訳語で、提供された製品やサービスが顧客の期待を満たしていること。「顧客満足経営」を企業理念やスローガンに掲げる企業もあるが、その背景には製品やサービスを企業が単に提供する時代から、顧客がそれらを選ぶ時代になったことがあげられる。
	コミュニティビジネス	地域の社会的課題を地域住民などが主体的にビジネスの手法を用いて解決しようとする活動のこと。
さ	産学コーディネーター	新製品・技術開発などを目的とした企業と大学等研究機関とのマッチングに向け、事業者からの相談対応や支援を行う専門員のこと。
	サンセットルール	補助金を含む事務事業の実施に当たって事業の終期を設定し、終期が到来した段階で事業を廃止することをあらかじめ決めておくこと。
	指定管理者制度	平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度。住民サービスの向上と経費の削減を図るため、民間事業者などの団体が公の施設の管理を行うことができるようになったもの。

行	用 語	説 明
さ	自動車税コールセンター	自動車税全般についての県民からの問い合わせに対する応答や、自動車税の未納者に対する納付の呼びかけなどの業務を民間委託により行う窓口。平成22年2月に開設した。
	事務事業の総点検	全ての事務事業をゼロベースで見直す取組のこと。平成22年度は、当初予算の全1,923事業を対象に他部局職員等の視点を取り入れてチェックを行った。
	出資法人	<p>県が出資又は出捐を行っている法人のこと。</p> <p>なお、出資法人のうち、「当該出資法人の基本財産等に占める県の出資金又は出捐金の割合が2分の1以上である法人」、「当該出資法人の基本財産等に占める県の出資金又は出捐金の割合が4分の1以上である法人で、「①県の継続的な財政支出及び人的支援が僅少である法人」「②他団体による関与が強く、県が指導又は関与する範囲が狭い法人」のいずれかに該当する法人以外の法人のことを、「指定出資法人」という。</p>
	純資産変動計算書	貸借対照表の中の純資産（資産と負債の差額）が、一会計期間にどのように増減したかを表した財務書類。
	シンクライアントシステム	thin（薄い）client（クライアント）。利用者のクライアント端末に必要最小限の機能だけを持たせ、保存機能などほとんどの処理をサーバ側に集中させたシステム。
	政策マネジメントサイクル	施策や事業の成果を十分に点検して、常に見直しを行い、その結果を次の施策や事業に生かし、一層の成果を上げていくための一連の仕組み。
	制度融資	県と信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資で、主に中小企業が金融機関から融資を受けやすくするための制度。県は利子補給や損失補償を、信用保証協会は保証を、金融機関は県が定める条件で融資を行うもの。
	総合特区制度	個性ある地域の活性化及び今後の我が国全体の成長戦略の観点から、複数の規制緩和及び税制・財政・金融上の支援措置を一体として実施するもの。平成22年6月に発表された政府の「新成長戦略」に基づき、平成23年度から制度が導入される予定。



行	用 語	説 明
さ	ソーシャルビジネス	社会的課題をビジネスの手法を用いて解決しようとする活動のこと。コミュニティビジネスと異なり、必ずしも地域性にはこだわらない。
た	第三次埼玉県権限移譲方針	平成23年度～平成25年度の3か年の計画を定める新たな権限移譲の方針。市町村への権限移譲に関し、これまでの成果と課題を踏まえて権限移譲の在り方や移譲事務を再度見直した。
は	発行条件決定方式	県債発行に当たっての期間や利率などの条件を決定する方式のこと。本県では、現在「ナショナル・シ団方式（金融機関や証券会社などがシンジケート団（シ団）を組織し、シ団と県との間で発行条件を決定する）」と「主幹事方式（金融機関や証券会社などが発行条件を提示し、提案審査により決定された主幹事との間で発行条件を決定する）」が採用されている。
	ポータルサイト	インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトのこと。
ま	マルチペイメント	収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者はパソコン、携帯電話、ATM等を利用して公共料金などの支払ができ、即時にその支払確認情報が収納機関に通知されるシステムのこと。
ら	臨時財政対策債	地方の財源不足を補てんするため、地方交付税の振替として特例的に発行される地方債。
わ	ワークライフバランス	職員が仕事と仕事以外（家庭、地域、学習など）の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択することができるようにすること。

---

## 第三次埼玉県行財政改革プログラム

発行 平成23年3月

埼玉県 企画財政部 改革推進課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL : 048-830-2147 FAX : 048-830-4712

E-mail : a2440-06@pref.saitama.lg.jp

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kaikaku-dai3jiprogram/>

---